

土木学会四国支部国際問題研究委員会内規

平成10年12月 8日制定

平成23年 5月13日一部改正

国際問題研究委員会（以下「委員会」という。）は、以下に示す本内規に基づくとともに、これに定めのない事項については、公益社団法人土木学会四国支部規程第11条および土木学会四国支部委員会規則に準拠して活動する。

（目的）

第1条 委員会は、四国における土木工学分野の技術・教育・産業の国際整合性と競争性を高め、外国と交流し、情報を収集し、発信し、評価する世界に開かれた学会支部活動を行うための方策を研究し、実施することを目的とする。

（委員）

第2条 委員長1名、副委員長、委員若干名および必要に応じて特別委員を置くことができる。

（任命）

第3条 委員長は商議員会の承認を得て支部長が定め、他の委員は、委員長の推薦により支部長が委嘱する。

第4条 特別委員は土木学会会員以外からも必要に応じて委嘱できる。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。但し重任をさまたげない。

特別委員は作業終了をもって委嘱をとく。

(部会)

第6条 委員会は必要に応じ部会を設けることができる。

部会長は委員長が定め、部会の構成員は部会長が定め委員長が委嘱する。

(開催)

第7条 委員会は、委員長が召集する。部会は部会長が召集する。

委員長は必要に応じ、委員会と部会との合同会議を召集することができる。

(幹事)

第8条 委員会の事務を担当する幹事若干名をおくことができる。

幹事は委員長が任命する、

(活動)

第9条 委員会は、第1条に示す目的を達成するために土木学会四国支部委員会規則に従って活動を行う。

(変更)

第10条 本内規は商議委員会に諮り変更することができる。

(附則) この内規は、平成10年12月8日から施行する。

(附則) この変更内規は、平成23年5月13日から施行する。